都市再生特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

建築基準法第六十条の二第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積のうち、 建 築

物の容積率の最低限度に係る部分については、 自動車車庫等の用途に供する部分の床面積を算入するも

のとすること。

建築基準法施行令第二条第一項第四号関係

建築基準法第三条第二項の規定により同法六十条の二第一項の規定の適用を受けない建築物の増改築

等のうち、同項の規定の適用を受けないものの範囲を規定すること。

(建築基準法施行令第百三十七条、第百三十七条の六及び第百三十七条の九関係)

建築基準法第四十四条第一項第四号の規定により道路内に建築することを許可することができる建築

物として、都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設ける建築物を追加する

こと。

(建築基準法施行令第百四十五条第二項関係)

第二 道路法施行令の一部改正

道路占用許可の対象となる工作物、 物件又は施設に、 都市再生特別地区の自動車専用道路等の上空に設

ける事務所、店舗等を追加すること。

(道路法施行令第七条第七号関係)

第三 住宅金融公庫法施行令の一部改正

都市再生特別地区内の建築物で、 当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた内容に適

合するものについて住宅金融公庫の貸付条件を改善すること。

(住宅金融公庫法施行令第四条第二項第四号関係)

第四 宅地建物取引業法施行令の一部改正

建築基準法第六十条の二の規定に基づく制限等を、契約に当たり相手方に説明を要する重要事項として

定めるものとすること。

(宅地建物取引業法施行令第三条第一項第二号関係)

第五 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項第三号の貸付けの対象となる土地の区域要件に都市

再生特別地区の区域を追加すること。

二 その他所要の改正を行うものとすること。

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第四条第一号及び附則第二項関係)

第六 都市計画法施行令の一部改正

都市計画の決定に際し、国土交通大臣の同意を要することとされている、 国の利害に重大な関係があ

る都市計画として、都市再生特別地区を追加すること。 都市計画法施行令第十四条第三号関係

都市計画施設の区域又は市街地再開発事業の施行区域内において、建築の許可をすべき建築物に、 都

市再生特別地区内の自動車専用道路の上空に設ける建築物を追加すること。

(都市計画法施行令第三十七条の四第四号関係)

第七 国土交通省組織令の一部改正

国土交通省組織令について所要の改正を行うものとすること。

(国土交通省組織令第八十三条、第八十四条、第八十六条及び第百六条関係)

第 八 この政令は、 都市再生特別措置法の施行の日 (平成十四年六月一日) から施行すること。

(附則関係)

号

都市再生特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) の施行に伴い、 及び関係法律の規定に基づき

この政令を制定する。

建築基準法施行令の一部改正)

第一条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「限る。)」の下に「、法第六十条の二第一項 (建築物の容積率の最低限度に係

る部分に限る。)」 を加える。

第百三十七条中「第五十九条第一項」の下に「、法第六十条の二第一項」を加える。

第百三十七条の六の見出し中「高度利用地区」の下に「又は都市再生特別地区」を加え、同条中「第五

十九条第一項」の下に「又は法第六十条の二第一項」を加え、同条第二号及び第三号中「高度利用地区」

の下に「又は都市再生特別地区」を加える。

第百三十七条の九中「第五十九条第一項」の下に「、法第六十条の二第一項」を加える。

第百四十五条第二項中「道路(建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地区」

を「道路(高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。 以下この項において同じ。

、高度利用地区又は都市再生特別地区」に、 「一に」を「いずれかに」に、「、 建築物の高さの最低限

度が定められている高度地区又は高度利用地区」を「、高度地区、 高度利用地区又は都市再生特別地区」

に 「自動車修理所(建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地区」を「自動車

修理所(高度地区、 高度利用地区又は都市再生特別地区」に改める。

(道路法施行令の一部改正)

道路法施行令(昭和二十五年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「高度利用地区」の下に「並びに同項第四号の二の都市再生特別地区」を加える。

(住宅金融公庫法施行令の一部改正)

第三条 住宅金融公庫法施行令(昭和三十二年政令第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第四号から

第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 都市計画法第八条第一項第四号の二の都市再生特別地区内の建築物(建築基準法第六十条の二第一

項各号のいずれかに該当する建築物を除く。)

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第六十条第一項及び第二項」の下に「、第六十条の二第一項から第三項まで及

び第六項」を加える。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第五条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第百二十二号)の一部を次のように

改正する。

第四条第一号中「高度利用地区の区域」の下に「、同項第四号の二の都市再生特別地区の区域」を加え

ಠ್ಠ

附則第二項中「高度利用地区の区域」の下に「又は都市再生特別地区の区域」を加える。

都市計画法施行令の一部改正)

第六条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「第八条第一項第九号」を「第八条第一項第四号の二又は第九号」に改める。

第三十七条の四第四号中「建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地区」を「

高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)、高度利用地区又は都市再生特別地

区」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第七条 国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第八十三条中第三号から第五号までを削り、第二号を第三号とし、第六号を第四号とし、第一号の次に

次の一号を加える。

都市・地域整備局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関するこ

ځ

第八十四条中第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号

を加える。

首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。

兀 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開

発区域の整備及び開発に関する法律に規定する処分管理計画に関すること。

五 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること (政策統括官の所掌に属するもの

を除く。)。

第八十六条中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次

の一号を加える。

四 民間都市再生事業に関すること。

第百六条第四号中「第五条第一項」の下に「及び都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) 第

三十条第一項」を加える。

附則

この政令は、 都市再生特別措置法の施行の日 (平成十四年六月一日) から施行する。

理

由

都市再生特別措置法の施行に伴い、 建築基準法施行令その他の関係政令の規定を整備する等の必要がある

都市再生特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十二条第一項から第六項 法第四十八元より法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、 より法第二・第百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項の規定に 第百三十七条(基準時)	- 4 略 2~4 略 五~八 五~八 の床面積を算入しない。 五~八	(面積、高さ等の算定方法) (面積、高さ等の算定方法)	改 正 案
法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十二条第一項から第六項より法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、(百三十七条)この章において「基準時」とは、法第三条第二項の規定に(基準時)	略 略	(面積、高さ等の算定方法) (面積、高さ等の算定方法) (面積、高さ等の算定方法) (面積、高さ等の算定方法)	現行

定は、それぞれ同一の規定とみなす。)の適用を受けない期間の始期を第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第二項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された法第六十二条第一項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条まで、法第五十九条第一項、法第六十条の二第一項、法第六十一条又は

(高度利用地区又は都市再生特別地区関係)

の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定 一、条の七の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当 法第六十条の二第一項の規定の適用を受けない建築物について法第八十 無力の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築に の容積率の最にはり政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当 の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築に の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築に の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築に の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築に の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築に の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築に の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定 は、その適合しない部分が、当 は、その適合しない部分が、当 は、その適合しない部分が、当 は、その適合しない部分が、当 は、その適合しない部分が、当

一略

- 1、1、1。 市計画において定められた建築面積の最低限度の三分の二を超えない| 増築後の建築面積が高度利用地区又は都市再生特別地区に関する都|

計画において定められた容積率の最低限度の三分の二を超えないこと三 増築後の容積率が高度利用地区又は都市再生特別地区に関する都市

兀

略

定とみなす。)の適用を受けない期間の始期をいう。定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引きまで、法第五十九条第一項、法第六十一条又は法第六十二条第一項の規

(高度利用地区関係)

略

れた建築面積の最低限度の三分の二を超えないこと。 増築後の建築面積が高度利用地区に関する都市計画において定めら

た容積率の最低限度の三分の二を超えないこと。 おいて定められ三 増築後の容積率が高度利用地区に関する都市計画において定められ

四略

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

模様替については、これらの修繕又は模様替のすべてとする。
、条の七の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模のは法第六十二条第一項の規定の適用を受けない建築物について法第八十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第五十二条第一項から第六第百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十

(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

第百四十五条 略

2

の道路の路面下に設けられるものを除く。)とする。 の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架 所及び自動車修理所 (高度地区、 車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、 設けられる建築物、 又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に 材料で造られている建築物に設けられるもの、 に該当するものであり、 下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれか 動車のみの交通の用に供するものを除く。)の上空に設けられる渡り廊 下この項において同じ。 (高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。 法第四十四条第一項第四号の規定により政令で定める建築物は、 高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動 かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃)、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自 高度利用地区又は都市再生特別地区内 高度地区、 高度利用地区 給油 道路 以

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

らの修繕又は模様替のすべてとする。との修繕又は模様替については、これ、でで定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これ、大規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七の規定により政項まで、法第三十条、法第三十四条第二項、法第五十二条第一項から第六年で、法第三十条の九、法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十

(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

第百四十五条 略

2 供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられ るものを除く。) とする。 定められている高度地区又は高度利用地区内の自動車のみの交通の用に 物である休憩所、給油所及び自動車修理所(建築物の高さの最低限度が れる建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築 に供する道路の上空に設けられる建築物、 が定められている高度地区又は高度利用地区内の自動車のみの交通の用 材料で造られている建築物に設けられるもの、 に該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃 渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号の一 内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。)の上空に設けられる (建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地区 法第四十四条第一項第四号の規定により政令で定める建築物は、 高架の道路の路面下に設けら 建築物の高さの最低限度 道路

3

略

3

略

八·九 略 八·九 の)自動車駐車場	務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及とは特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路のとする。 スピーののででである工作物、物件 第七条系第一項第三号の高度地区(建築物の高さの最低限 七名のに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四 とは条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件 第七条交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等) (道	改 正 案
九 略	の他これらに類する施設及び自動車駐車場度が定められているものに限る。)及び高度利用地区内の高速自動車度が定められているものに限る。)及び高度利用地区内の高速自動車一〜六、略「一〜六、略」の他これらに類げるものとする。とする。とは、次に掲げるものとする。(建築物の高さの最低限り、次に掲げるものとする。)の他これらに類する施設及び自動車駐車場ののののので定める工作物、物件では、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)	現

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

$\overline{}$
傍線
絉
部
分
は
改
Ē
部
分
$\ddot{}$

3 略	「、建築基準法第六十条の二第一頁各号のハずのかこ亥当する建築勿を四」都市計画法第八条第一項第四号の二の都市再生特別地区内の建築物三 略	準法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する建築物を除く。) 二 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区内の建築物 (建築基	一略る建築物とする。	四~	改正案
3 略 四~十三 略	三略	準法第五十九条第一項各号の一に該当する建築物を除く。) 二 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区内の建築物 (建築基	一略る建築物とする。	四~	現

傍線部分は改正部分)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

改

正

案

略

第三項 第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。 五十二条第一項から第十一項まで、第五十二条の二第三項、第五十三 五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。 条の二 (同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。 同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条 四十五条第一項、 (同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。 建築基準法第三十九条第二項、 一項から第六項まで、 (同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。) 第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで(第五十四条、第五十四条の二第一 第四十三条、第四十四条第一項、 第二項及び 項 (同法 第四十九)、第)、第 第

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限

現

行

宅地又は建物に係るものとする。 宅地又は建物に係るものとされるものを含む。)で当該第三十八条第三項の規定の例によるもの及び都市計画法施行法(昭和四十 (これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づ (これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づ (に基づくのは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるも

略

四十五条第一項、 第三項 (同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。) 第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。 五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。 条の二 (同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。 同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、 条第一項から第六項まで、第五十四条、第五十四条の二 五十二条第一項から第十一項まで、第五十二条の二第三項、第五十三 同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、 第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで(第四十四条第一項 |第|項(同法 第四十九条 第二項及び 第四十九)、第

び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六第五十七条の二第一項及び第二項、第五十八条、第五十九条第一項及 及び第二項並びに第八十六条の二第一項 十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条 第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、 第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項 第六十八条、第六十八条の二第一項、第六十八条の九、第七十五条

2 . 3 三十 略 略

> 、第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項 第五十七条の二第一項及び第二項、第五十八条、第五十九条第一項及 、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、 び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六 条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項 十一条、第六十二条、第六十八条、第六十八条の二第一項、第六十八

三十

2.3

略

略

(傍線部分は改正部分)

第一号」とあるのは「、第一号に掲げる高度利用地区の区域又は都市再ル」とあるのは「二十メートル」と、第四条中「面積が三ヘクタール(2 平成十五年三月三十一日までの間は、第三条第一号中「二十二メート1 略	(法第一条第一項第三号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域) (法第一条第一項第三号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域、次に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、ニヘクタール)以上のものとする。 「四番理促進区域の区域、同法第十二条の四第一項第二号の土地区画整理促進区域の区域、同法第十二条の四第一項第二号の地区計画の区域、同項第二号の住宅地高度利用地区の区域、同項第四号の区域、同項第二号の住宅地高度利用地区の区域、同項第二号の本の区域、同項第二号の住宅地高度利用地区の区域及び同項第三号の再開発地区計画の区域、同法第十二条の四第一項第二号の地区計画の区域、同項第二号の自注、に該当するものにあつては、ニヘクタール)以上のものとする。 「四番神計画法第八条第一項第三号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域、同ので域、同項第二号の地区計画の区域、同ので域をで定める区域、同域をでに対して、対域をでは、対域を対域をでは、対域を対域をでは、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	改正案
第一号」とあるのは「、第一号に掲げる高度利用地区の区域にあつてはい」とあるのは「二十メートル」と、第四条中「面積が三ヘクタール(2 平成十五年三月三十一日までの間は、第三条第一号中「二十二メート1 略	(法第一条第一項第三号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域) (法第一条第一項第三号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三へクタール (第一号に掲げる土地区画整理促進区域、地区計画若しくは住宅地高度利用地区計画の区域又区画整理促進区域、地区計画若しくは住宅地高度利用地区計画の区域又区画整理促進区域、地区計画できものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二へクタール)以上のものとする。 「都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区の区域、同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域、同項第二号の住宅地高度利用地区計画の区域又の二第一項第一号の地区計画の区域、同項第二号の再開発地区計画の区域、同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域、同項第二号の再開発地区計画の区域、同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域、同項第二号の再開発地区計画の区域、同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域、同項第二号の再開発地区計画の区域、同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域、同項第二号の再開発地区計画の区域	現行

あつては面積が三ヘクタール(同号」とする。 生特別地区の区域にあつては面積が二へクタール以上、その他の区域に

,	
傍絼部	
밎	١
\mathcal{L}	1
-	
12	
강	
Ш	
771	
剖	ļ
7	
部分	1
,-,	

		200	
われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建ては同号八1分び2に定めるところによるものに限る。)の建築が行とに供するものにあつては前号八1から3まで、その他のものにあつ供する道路である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空供する道路である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空の、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に四、高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。	一~三 略 かの場合とする。 第三十七条の四 法第五十四条第二号の政令で定める場合) (法第五十四条第二号の政令で定める場合)	(国の利害に重大な関係がある都市計画) (国の利害に重大な関係がある都市計画とする。 (国の利害に重大な関係がある都市計画とする。	改正案
全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境よるものに限る。)の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安ら3まで、その他のものにあつては同号ハハ及び2に定めるところにらのあまで、その他のものにあつては同号ハカな道路である都市施設を整備する区内の自動車のみの交通の用に供する道路である都市施設を整備する四、建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地の理築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地	一~三 略 かの場合とする。 第三十七条の四 法第五十四条第二号の政令で定める場合) (法第五十四条第二号の政令で定める場合)	(国の利害に重大な関係がある都市計画) (国の利害に重大な関係がある都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。 一・二 略 一・二 略 の、法第八条第一項第九号から第十二号までに掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法第二条第二項の特定重要港湾に係るもの、法第八条第三項の国の利害に重大な関係がある政令で定める別保全地区に限る。)	現

四 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近過度の集中の防止に関すること。 一・二 略 一・二 略 (大都市圏整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。	四 略	三 略 (企画課の所掌事務) (企画課の所掌事務) での企画及び立案に関する記と。 三 略 一 略 一 略 一 略 一 略 一 略 一 略 一 略 一
一・二 略 (大都市圏整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (大都市圏整備課の所掌事務)	六 略 一 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の 三 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の 三 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の 三 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の 三 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の	(企画課の所掌事務) (企画課の所掌事務) 日 略 日 略 日 略

規定する処分管理計画に関すること。

政策統括官の所掌に属するものを除く。

六~九略

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

四、民間都市再生事業に関すること。

五十四 略

(総務課の所掌事務)

第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

ー 三 略

□ 民間都市開発の推進に関する特別措置法 (昭和六十二年法律第六十

二号)第三十条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てる二号)第五条第一項及び都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十

べき資金の貸付けに関すること。

五~十二 略

三分 略

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条(まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三略

四~十三略

(総務課の所掌事務)

第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二号)第五条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てるべ四(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十

き資金の貸付けに関すること。

五~十二 略

都市再生特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案(参照条文

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) (抄)

(適用の除外)

第三条 略

2 おいては、当該建築物、 しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合に この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、 建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。 修繕若

3 略

(道路内の建築制限)

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、 道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。 ただし

、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一 地盤面下に設ける建築物

を得て許可したもの 公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意

Ξ 安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの 築物のうち、当該地区計画又は再開発地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が 地区計画又は再開発地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建

四 を害するおそれがないと認めて許可したもの 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、 その他周囲の環境

第五十二条 種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物(第五号に掲げる建築物を除く。)又は特定行政庁が都道府県都市計 種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 た第三号に掲げる数値の一・五倍以下でなければならない。 該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、 ればならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、次項の規定により建築物の延べ面積の算定に当 画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては十分の四を、その他の建築物にあつては十分の六を乗じたもの以下でなけ 掲げる数値以下であり、かつ、当該建築物の前面道路(前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第 九項ただし書において同じ。) の幅員が十二メートル未満である場合においては、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 (以下「容積率」という。) は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物、 近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められ

域又は第二種低層住居専 第一種低層住居専用地 十分の五、十分の六、十分の八、 市計画において定められたもの 十分の十、十分の十五又は十分の二十のうち当該地域に関する都

地域又は第二種中高層住 第一種中高層住居専用 られたもの 十分の十、十分の十五、十分の二十又は十分の三十のうち当該地域に関する都市計画において定め

居専用地域内の建築物

用地域内の建築物

種住居地域、 第一種住居地域、 近隣商業地域若しくは 準住居地域 第二 十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

除く。) 又は工業地域若 準工業地域内の建築物 しくは工業専用地域内の 第五号に掲げる建築物を

兀 商業地域内の建築物

五

建築物 十分の二十、十分の三十、十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の

が当該最低限度以上のも 導地区に関する都市計画 面積の三分の二以上であ 床面積の合計がその延べ たときは、その敷地面積 積の最低限度が定められ において建築物の敷地面 るもの (当該高層住居誘 宅の用途に供する部分の 建築物であつて、その住 高層住居誘導地区内の

三の四の項において同じ

項第二号八及び別表第

のに限る。第五十六条第

当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関 した数値までの範囲内で、 用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出 する都市計画において定められた第三号に掲げる数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の 九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの 当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められたもの

六 区域内の建築物 用途地域の指定のない 地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの 十分の五、十分の八、十分の十、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち、特定行政庁が土地

2 } 12 略

都市再生特別地区)

第六十条の二 都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率、建築物の建築面積 (同一敷地内に二以上の建築物が ある場合においては、それぞれの建築面積)並びに建築物の高さは、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた内容 に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有

公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許

可したもの

- 2 はならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 の柱その他これに類するものを除き、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築して 都市再生特別地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊
- 3 の規定は、適用しない。 都市再生特別地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供する建築物については、第四十八条及び第四十九条

4 • 5

6

適用する。この場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「対象区域内の土地」とあるのは、「対象区域(都市再 生特別地区を除く。)内の土地」とする。 都市再生特別地区内の建築物については、第五十六条の二第一項に規定する対象区域外にある建築物とみなして、同条の規定を

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項の規定により第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十四条第二項、第四十八条第一項から第十二 する場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、 二条第一項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、 項まで、第五十二条第一項から第六項まで、第五十九条第一項(建築物の建ぺい率に係る部分を除く。)、第六十一条又は第六十 大規模の修繕又は大規模の模様替を 適用しない。

道路法 (昭和二十七年六月十日法律第百八十号) (抄)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、 物件又は施設を設け、 継続して道路を使用しようとする場合においては、

道路管理者の許可を受けなければならない。

下水道管、ガス管その他これらに類する物件

電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、

広告塔その他これらに類する工作物

水管、

 \equiv 鉄道、 軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、 雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、 地下室、通路、 浄化槽その他これらに類する施設

露店、 商品置場その他これらに類する施設

前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、 物件又は施設で政令で定めるもの

2 5 略

住宅金融公庫法 (昭和二十五年五月六日法律第百五十六号) (抄)

(業務の範囲)

第十七条 略

2 9 略

10 。) を建設する者が当該建築物の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、土地又は借地権の取得に必要 築物と一体の建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。)をいう。以下同じ。)に係るものに限る 築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること(新たに建設する建 な資金を当該建築物の建設に必要な資金に併せて貸し付けることができる 業務を行う。この場合において、第一号から第三号までに掲げる建築物(同号に掲げる建築物にあつては、建替え(現に存する建 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、次に掲げる建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの

略

び災害の防止に寄与する政令で定める建築物で相当の住宅部分を有するもの(前号に掲げる建築物を除く。 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第二条第六号に規定する施設建築物その他市街地の土地の合理的な高度利用及

三・四略

11 • 12

略

宅地建物取引業法 (昭和二十七年六月十日法律第百七十六号) (抄)

(重要事項の説明等)

第三十五条 引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者 (以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。) に対して、その者 宅地建物取引業者は、 宅地若しくは建物の売買、 交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取

て が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、 して説明をさせなければならない。 少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面(第五号において図面を必要とするときは、 その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、 取引主任者をし 図面)を交付

略

令で定めるものに関する事項の概要 及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。) に応じて政 都市計画法、 建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別 (当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別

三~十二略

2 4 略

都市開発資金の貸付けに関する法律 (昭和四十一年三月三十一日法律第二十号) (抄)

(都市開発資金の貸付け)

第 国は、 地方公共団体に対し、 次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる

· 二 略

- 要な市街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの 政令で定める区域の内にあるものに限る。)で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重 規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の 次に掲げる土地 (イから二までに掲げる土地にあつては都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十二条の四第一項第四号に
- ている区域内の土地 首都圏整備法 (昭和三十一年法律第八十三号) 第二条第三項に規定する既成市街地及びこれに接続して既に市街地を形成し

近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街地を形

成している区域内の土地

- 八 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域内の土地
- 前号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地
- 朩 政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地(同法第七条第一項の特定中心市街地の区域で政令で定めるもの る法律(平成十年法律第九十二号)第二条の中心市街地について同法第六条第一項の基本計画が作成されたものに限る。 現に地域社会の中心となつている都市(その中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関す し で
- の区域内にあるものに限る。) 大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地 (被災市街地復興特別措置法 平

成七年法律第十四号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。

2 8 略

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) (抄)

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、 都市計画に、 次に掲げる地域、 地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

一 四 略

四の二 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) 第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区

五~十六 略

2 4 略

(都道府県の都市計画の決定)

第十八条 略

2 略

3 通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。 軽易なものを除く。) 又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交 都道府県は、 大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画 (政令で定める

4 略

(許可の基準)

第五十四条 るときは、その許可をしなければならない。 都道府県知事は、 前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、 当該申請が次の各号のいずれかに該当す

略

一 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場 安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。 認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、 合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと

三略

都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) (抄)

(資金の貸付け)

第三十条 都市開発法第五条第一項の規定によるもののほか、 に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。 政府は、民間都市機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第八項及び民間 前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備